学校事務職員定数改善の経緯

改善計画	事務職員	事務職員加配		
年次	定数 1 名	学級数	その他	加配総数
第一次	小学校 18 学級			
S34~S38	中学校 9 学級			
	地方交付税の中に、事務補助員として市町村費事務職員が算定される。			
	「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が昭和33年			
	に制定。			
			T	
第二次	小学校 400 人			
S39~S43	中学校 400 人			
			1	
第三次	小学校 350 人	小学校 30 学級以上	要保護・準要保護児童生徒数が	
\$44~\$48	中学校 250 人	中学校 24 学級以上	100 人以上かつ 25%以上	
	加配基準が初めて設けられ、小学校 30 学級以上、中学校 24 学級以上に 1 名が加配さ			
	れるようになる。また、就学援助数が、100人でかつ 25%を占める学校に 1 名加配と			
	なり、現在に至る。			
第四次	4 学級以上	小学校 30 学級以上	要保護・準要保護児童生徒数が	
S49~S53	4 学級以上	中学校 24 学級以上	100 人以上かつ 25%以上	
	字級数6字級以上	もしくは、小・中学校	の 4 分の 3 のいずれか少ない方の)数となる。
第五次	4 学級以上	小学校 30 学級以上	要保護・準要保護児童生徒数が	
\$55∼H3	4 学級以上	中学校 24 学級以上	100 人以上かつ 25%以上	
	学級数4学級以上もしくは、小・中学校の数に1を乗じて得た数、3学級以上の小学			
	校・中学校の数に4分の3を乗じて得た数となる。			
第六次	4 学級以上	小学校 27 学級以上	要保護・準要保護児童生徒数が	
H5∼H10	4 学級以上	中学校 21 学級以上	100 人以上かつ 25%以上	
→H12	加配基準を小学校	27 学級以上、中学校 2	21 学級以上に1名となる。	
第七次	4 学級以上	小学校 27 学級以上	要保護・準要保護児童生徒数が	872 人
H13~H17	4 学級以上	中学校 21 学級以上	100 人以上かつ 25%以上	
	共同実施加配が制度化される(義務標準法 15 条 4 号)			
		T	T	T
第八次	4 学級以上	小学校 27 学級以上	要保護・準要保護児童生徒数が	
	4 学級以上	中学校 21 学級以上	100 人以上かつ 25%以上	